

山梨学院大学国際共同研究センター規程

(名称)

第1条 山梨学院大学(以下、「本学」という。)に、国際共同研究センター(International Joint Research Center (IRC))(以下、「本センター」という。)を置く。

(目的)

第2条 本センターは、本学の国際化を推進し、国際学術研究を深め、海外大学との相互理解と相互交流を強化することをその目的とする。

(事業)

第3条 本センターは、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 自主研究および受託研究
- (2) 国際学術シンポジウムの企画と運営
- (3) 提携大学との共同研究
- (4) 研究成果物の刊行
- (5) 研究員の海外短期研究への派遣
- (6) 海外からの研究員の招聘
- (7) 研究助成金の申請
- (8) その他、理事長または学長から指示された事業

(センター長)

第4条 本センターに、センター長を置く。

2 センター長は、本センターの事業を統括し、本センターを代表する。

3 センター長は、本学の常勤教員の中から学長が理事会に推薦する。

4 理事会は、学長の推薦に基づきこれを任命する。

5 センター長の任期は2年とする。ただし、重任を妨げない。

6 センター長は、4月1日に就任し、3月31日をもって退任するものとする。

7 前項の規定にかかわらず、センター長が欠員となった場合に任命されたセンター長の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

(副センター長)

第5条 本センターに、副センター長を置くことができる。

2 副センター長は、センター長を補佐し、センター長に事故あるときは、センター長の職務を代行する。

3 前条第3項、第4項、第5項、第6項及び第7項の規定は、副センター長について準用する。

(研究員)

第6条 第3条に掲げる事業を実施するため、研究員を委嘱する。

2 研究員は、本学の常勤教員の中からセンター長が推薦し、学長がこれを委嘱する。

3 研究員としての業務に対して、手当は支給しない。

(非常勤研究員)

第7条 本センターの運営に必要と認められる場合には、非常勤研究員を委嘱することができる。

2 非常勤研究員は、本学以外の大学に所属する教員または研究機関に勤務する研究職の者からセンター長が推薦し、学長がこれを委嘱する。

3 非常勤研究員に対して報酬を支払う場合には、理事長の承認を必要とする。

(事業に必要な資金)

第8条 本センターは、第3条に掲げる事業を実施するための資金として、学外の研究助成金等を獲得することに努める。

2 研究助成金等の取り扱いは、関連する規定等に則り、適切に行われなければならない。

(事務)

第9条 本センターに関する事務は、教務部教務課が担当する。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、大学協議会の議を経て、理事会の承認を得なければならない。

附 則

この規程は、2023年4月1日から施行する。